

## 7. 病院群の構成等

様式 A-10別表

基幹型又は地域密着型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：医療法人徳洲会大垣徳洲会病院（岐阜県）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
岐阜県	西濃	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院 (病院施設番号：100015)		岐阜県	岐阜		岐阜大学医学部附属病院 (病院施設番号：030361)		愛知県	尾張西部		そよ風クリニック (病院施設番号： )			
				岐阜県	西濃		大垣病院 (病院施設番号：031629)		北海道	十勝		帯広徳洲会病院 (病院施設番号：031070)			
				奈良県	西和		生駒市立病院 (病院施設番号：168379)		鹿児島県	肝属	追加	大隅鹿屋病院 (病院施設番号：031123)			
				愛知県	尾張北部		名古屋徳洲会総合病院 (病院施設番号：030425)		山形県	最上		新庄徳洲会病院 (病院施設番号：031124)			
				三重県	南勢志摩		済生会松阪市民病院 (病院施設番号：030454)		鹿児島県	熊毛		公立種子島病院 (病院施設番号：032248)			
				神奈川県	湘南西部	追加	湘南大磯病院 (病院施設番号：030287)		新潟県	下越		山北徳新会病院 (病院施設番号：032540)			
				神奈川県	県央		大和徳洲会病院 (病院施設番号：030293)		鹿児島県	奄美		喜界徳洲会病院 (病院施設番号：033277)			
				静岡県	志太榛原		榛原総合病院 (病院施設番号：030395)		鹿児島県	奄美		瀬戸内徳洲会病院 (病院施設番号：033278)			
				鹿児島県	奄美		徳之島徳洲会病院 (病院施設番号：030951)		鹿児島県	熊毛		屋久島徳洲会病院 (病院施設番号：033279)			
				兵庫県	神戸市		神戸徳洲会病院 (病院施設番号：030986)		鹿児島県	奄美		沖永良部徳洲会病院 (病院施設番号：033280)			
				鹿児島県	鹿児島		鹿児島徳洲会病院 (病院施設番号：030999)		鹿児島県	奄美		与論徳洲会病院 (病院施設番号：033281)			
				鹿児島県	奄美		名瀬徳洲会病院 (病院施設番号：031000)		沖縄県	宮古		宮古島徳洲会病院 (病院施設番号：033295)			
				山形県	庄内		庄内余日病院 (病院施設番号：031060)		埼玉県	秩父		皆野病院 (病院施設番号：041002)			
				北海道	日高		日高徳洲会病院 (病院施設番号：031061)		鹿児島県	奄美		笠利病院 (病院施設番号：041003)			
				北海道	南渡島		共愛会病院 (病院施設番号：031121)		愛媛県	宇和島		宇和島徳洲会病院 (病院施設番号：041004)			
				山梨県	中北		白根徳洲会病院 (病院施設番号：031122)		沖縄県	八重山		石垣島徳洲会病院 (病院施設番号：041005)			

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院				臨床研修協力施設				研修プログラム			
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
						東京都	北多摩南部		武蔵野徳洲会病院 (病院施設番号: 168115)		北海道	札幌	追加	札幌南徳洲会病院 (病院施設番号: 056506)	
				神奈川県	湘南東部		茅ヶ崎徳洲会病院 (病院施設番号: 168313)		鹿児島県	南薩		山川病院 (病院施設番号: 076095)			
				千葉県	印旛		成田富里徳洲会病院 (病院施設番号: 168317)		千葉県	安房		館山病院 (病院施設番号: 188802)			
				島根県	出雲		出雲徳洲会病院 (病院施設番号: 210001)		埼玉県	さいたま	追加	さいたま記念病院 (病院施設番号: 申請中)	○		
				千葉県	印旛		四街道徳洲会病院 (病院施設番号: 250001)								
				茨城県	古河・坂東	追加	古河総合病院 (病院施設番号: 260004)								

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

理由  
 徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往来が活発化しております。その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協力型施設として追加をしました。

上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものであると考えております。  
 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」  
 5. 臨床研修病院の指定の基準  
 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準  
 于  
 (イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。  
 ①（略）  
 ②（略）  
 ③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。